

所得税 平成 23 年版
「株式等の譲渡所得の計算書」使用時の問題および、該当データ抽出ツールの提供

【問題詳細】

特定口座以外で譲渡した株式等の明細がある場合、株式の譲渡所得が正しく行われない場合がある

申告書の種類が「分離」または「損失」で、次の①～③の条件をいずれも満たした場合に発生します。

- ① 「株式等の譲渡所得計算書」と「付表（上場株式の繰越損失用）」を使用している。
- ② 「株式等の譲渡所得計算書」の「特定口座以外(3)」タブに上場分の入力があるか、または「特定口座(2)」タブで、金額を上書き入力している
- ③ 「株式等の譲渡所得計算書」を入力後、「所得の内訳書」を開き、何らかの入力を行っている。

特定口座以外で譲渡した株式等の明細がなければ、「株式等の譲渡所得計算書」の「特定口座 (2)」で金額を上書きしていない限り、条件には該当しません。

なお、本件は Ver.H23.10 または H23.11 を使用した場合に発生する問題であり、本ページにて提供している Ver.H23.12 ではプログラムの修正を行っているため、Ver.H23.12 へのバージョンアップ後は発生いたしません。

1. 現象

「付表（上場株式の繰越損失用）」において、上記②の入力のうち、「取得費(取得価額)」と「譲渡委託手数料」が加味されません。このため、以降の損失金額の計算が正しく行われず、結果的に第三表や第一表への転記が不正になります。

問題の発生事例

▼株式等の譲渡所得計算書

所得金額[1]		特定口座[2]		特定口座以外[3]		
【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細						
区分 譲渡年月日	譲渡した 株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡委託手数料
1 上場分 ??01年00月00日		0		1,000,000	1,200,000	0

▼付表（上場株式の繰越損失用）

確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	
1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算	
(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	
株式等に係る譲渡所得等の金額	① 0
上場株式等に係る譲渡損失の金額	② 200,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	③ 0

転記計算が正しく行われません。
 …この欄が正しく計算されません。

付表（上場株式の繰越損失用）の①には、株式の譲渡損失の金額を計上しますので、この例の場合、収入：1,000,000 円／取得費：1,200,000 円 なので、200,000 円がセットされなければいけませんが、0 円（＝譲渡損失はない）という結果が表示されてしまいます。

①の金額が不正になるため、以降の計算結果も正しく行われず、結果的に第三表や第一表への転記が不正になります。

2. 回避策 (Ver.H23.10/H23.11)

「2. 問題の詳細」の状態になったとしても、次のような操作を行うことにより計算結果を正しくすることができます。

【計算結果を正しくさせるための操作】(下記のいずれか一つを行うことで復旧)

- (A) 「株式等の譲渡所得計算書」を開く
- (B) 「付表(上場株式の繰越損失用)」を閉じて、もう一度開く
- (C) 「付表(上場株式の繰越損失用)」で何か入力を行う
(白色項目に金額を入れる、水色項目を上書き(F9押下)する など)
- (D) 帳票設定で使用帳票の変更を行う

【ツール】

計算不正が発生している可能性のあるデータを抽出することができます。

(具体的には、発生条件に記載した①②に当てはまるデータを一覧表示します。)

1. ツールの使用方法

本ページから

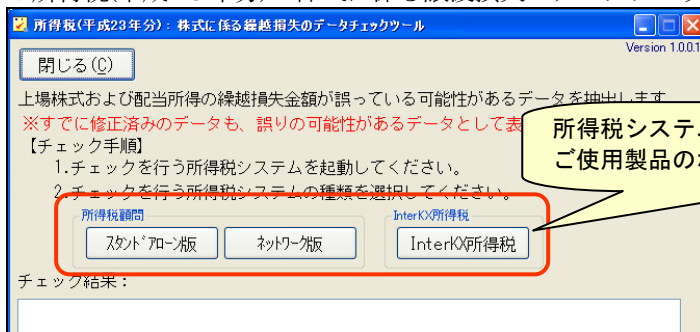


をダウンロードします。

ダウンロードしたファイルをダブルクリックすると、

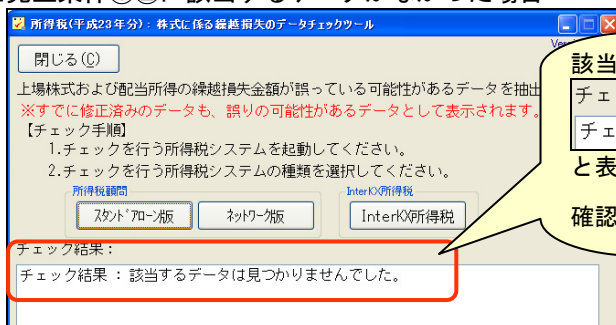
「所得税(平成23年分):株式に係る譲渡損失のデータチェックツール」が自動起動します。

▼所得税(平成23年分):株式に係る譲渡損失のデータチェックツール



所得税システムを起動してから、
ご使用製品のボタンをクリックしてください。

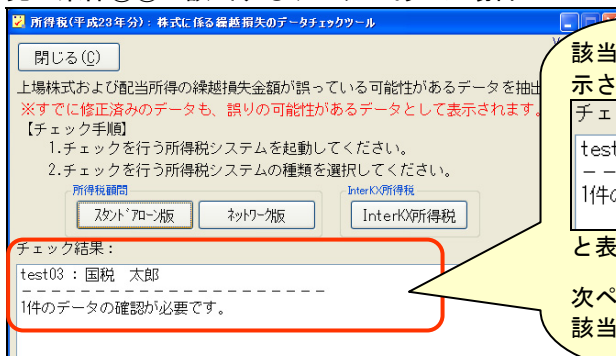
■発生条件①②に該当するデータがなかった場合



該当するデータが1件もない場合は、
チェック結果:
チェック結果: 該当するデータは見つかりませんでした。
と表示されます。

確認が必要なデータはありません。

■発生条件①②に該当するデータがあった場合



該当するデータがあった場合は、該当データ名が表示されます。

チェック結果:
test03: 国税 太郎

1件のデータの確認が必要です。

と表示されます。

次ページ「2. 申告内容の確認のお願い」を参考に、
該当データの確認をお願いします。

2. 申告内容の確認のお願い

抽出されたデータがある場合、お手数ですが、帳票内容に問題がないか確認をお願いします。

提出状態	提出方法	対処方法
提出済み	書面	H23.12 で一度「株式等の譲渡所得計算書」を開いていただいた後、画面に表示される確定申告書（一表、三表または四表）および付表（上場株式の繰越損失用）と、提出した帳票の内容に相違がないことを帳票ごとに確認してください。
	電子申告	H23.12 で一度「株式等の譲渡所得計算書」を開いていただいた後、「所得税側の確定申告書（三表または四表）」と「電子申告側の確定申告書（三表または四表）」を比較してください。
提出前	書面 電子申告	H23.12 で一度「株式等の譲渡所得計算書」を開いていただき、以後は通常どおり申告書および各計算書の作成を行ってください。（H23.12 では、計算不正が発生することはありません。）

以上